

入居後にかかる必要経費内訳一覧

- ・入居預託金 入居時 利用料1か月分
 - 入居時に社会福祉法人タービュランス福祉会に預託していただきます。
預託金は次の事項に使用できるものとします。この預託金は、契約終了後に精算返金します。
 - ①退居時における居室の現状回復費用
 - ②ケアハウス利用料滞納時のための費用
- ・利用料金は都道府県等が定める基準に従って毎年度改訂が行われます。
差額を年度始めに遡って徴収、または返金の場合もあります。
- ・利用料金は前年度の収入によって毎年認定が行われます。
- 利用料金の支払い方法について
 - *群馬銀行の口座より毎月25日引き落としとなります。
- ・11月から3月の間は冬期暖房加算として、1人につき月額2,710円加算されます。
- ・居室の電気代 メーター数×1kw/h 22円
- ・水道代 2ヶ月に1回
 - *水道使用料が16立方メートル以下だった場合、利用料は3265円
 - 16立方メートルを超えた場合は加算 230円/1立方メートル毎 の数式
 $3265 \text{円} + (X - 16 \text{立方メートル}) \times 230 \text{円}$
- ・やむを得ない状況で2人部屋を1人で利用する際、差額利用料15000円がかかります。
- ・食費の返金は8日前までに申し出された場合のみです。
- ・入退所が月途中の場合、事務費・生活費・管理費ともに日割り計算にて算出し、食費は食事をしなかった分は返金
 - ・食費返金額 朝食120円 昼食280円 夕食200円
 - *入所の際は、入所月の翌月に合算請求します。(入所日は契約日)
 - *退所の際は、退所日に精算をします(退所日は部屋の明け渡し日)
- ・退居時の居室クリーニング代(外部業者)
 - ※使用していた居室の現状回復に要する費用を現状に応じて負担していただきます。
 - *経年劣化以外の入居者個人による(喫煙、放尿、弄便等)壁やカーペット等の破損

・その他の費用

○駐車場使用料 月額 3000 円

○外出行事や外食行事にかかる入場料、食事代等の費用 実費

令和 年 月 日

契約者 印

ご家族 印